

## 開催案内

研修名 認知療法・認知行動療法研修会

開催日 2026年7月2日(木) 12:00~17:30 (受付開始 11:30)

3日(金) 10:00~17:00 (昼食は各自でご準備ください)

会場 公認心理師試験研修センター研修室

東京都文京区小日向 4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷 10 階

受講対象者 現在、医療機関に勤務する公認心理師

定員 約 60 名(抽選/ホームページから申込してください。)

申込期間 2026年6月1日(月)正午~6月15日(月)

※抽選結果は、6月17日(水)にお知らせします。

※施設基準を満たしている医療機関に勤務されている方を優先の上、抽選します。

受講料 44,000 円(税込)

主催 一般財団法人公認心理師試験研修センター

後援 国立研究開発法人国立精神・神経医療センター 認知行動療法センター

問合せ先 公認心理師試験研修センター 研修係

TEL 03-6912-2655(平日 10:00~17:00)

MAIL info-cbt@jccpp.or.jp

○ 本研修は、令和8年度診療報酬改定「認知療法・認知行動療法3の施設基準」における認知療法・認知行動療法研修についての研修に該当します。

※施設基準の該当有無に関しては、申込者本人が勤務先医療機関と確認してください。

「参考:関係通知抜粋」(HP 参照)

○ 申込フォームから申込をした全ての方に抽選結果をメールで送信します。

○ 抽選結果のメールにより当選を確認した後、6月22日(月)までに公認心理師試験研修センターホームページの「研修申込サイト」から受講料の決済をお願いします。決済完了を確認後、受講案内等を送信します。

○ 研修会の全課程を修了した受講者に対し「修了証」を発行します。

○ 受講料決済後に受講を取りやめる場合、開催の7日前(6月25日)までの申し出に限り、受講料から振込手数料を差し引いた金額を返金します。

○ 認知行動療法に関する動画やウェブサイトをご紹介します。実際にウェブサイトを使用していただく予定ですので、可能な方はノートPC やスマートフォン等を当日持参してください。

**公認心理師試験研修センター**  
**認知療法・認知行動療法研修スケジュール(予定)**

<b>7月2日 木曜 1日目(12:00-17:30)</b>	
内容	講師名
開会の挨拶	事務局
認知行動療法とは	久我弘典
治療関係とコミュニケーションスキル	浜村俊傑
治療計画とケースフォーミュレーション	徳山明広
効率よく認知行動療法を進めるために	徳山明広 梅本育恵
【特別講義】精神療法の歴史、わが国の医療における位置づけと課題(仮題)	黒木俊秀

<b>7月3日 金曜 2日目(10:00-17:00)</b>	
内容	講師名
行動活性化	伊藤正哉
認知再構成法①	三田村康衣
認知再構成法②	三田村康衣
問題解決技法	牧野みゆき
アサーション	梅本育恵
終結・再発予防	梅本育恵
認知行動療法の学び方と質疑応答	久我弘典
閉会の挨拶・アンケート入力	事務局

## 申込の流れ

【申込】 6月1日(月)正午～6月15日(月)

- ① 申込フォームから必要事項を入力の上、申込をしてください
- ② 研修申込サイトの利用申請手続きを行ってください



【抽選】 6月17日(水)

申込をしたすべての方に抽選結果をメールにて送付



【当選】 6月17日(水)～6月22日(月)まで

研修申込サイトにログインの上、受講料の決済の完了

※クレジットカード決済です

事業者払いご希望の場合、問い合わせ先へ連絡してください

【落選】今年度複数回実施予定ですので、次回募集時にお申込ください



【受講決定】 6月24日(水)頃

受講料決済完了確認後、受講案内送付

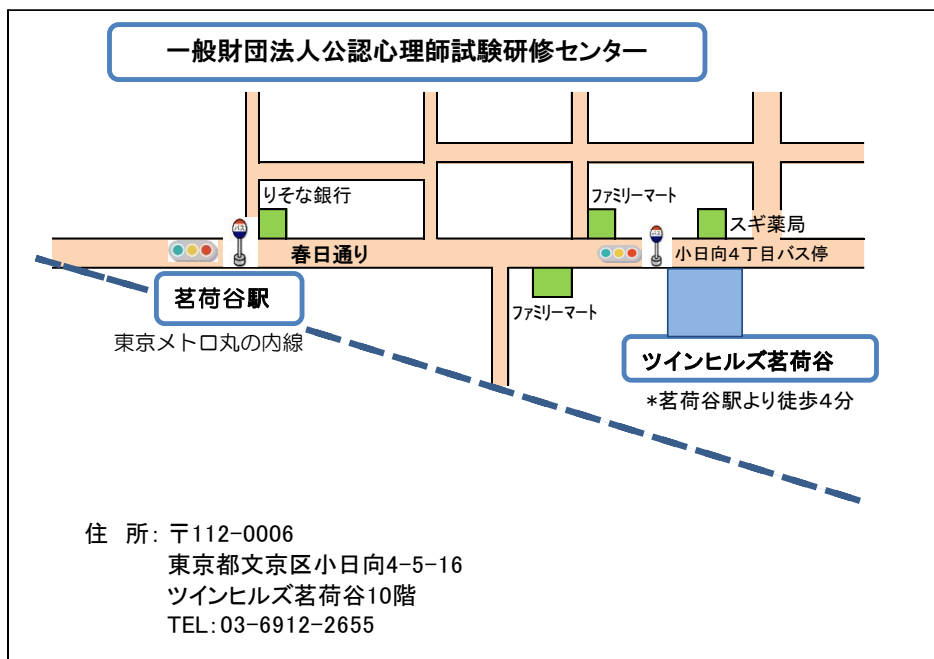
(受講案内、資料、事前課題等)

## 会場案内

場 所 公認心理師試験研修センター研修室

〒112-0006 東京都文京区小日向 4-5-16 ツインヒルズ茗荷谷 10 階

東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より徒歩4分



参考:関係通知抜粋【認知療法・認知行動療法】

<診療報酬の算定方法の一部を改正する件(厚生労働省告示第六十九号 令和8年3月5日)(別表第一 医科診療報酬点数表I003-2 認知療法・認知行動療法)から抜粋>

認知療法・認知行動療法(1日につき)

- 1 医師による場合 480 点
- 2 医師及び看護師が共同して行う場合 350 点
- 3 公認心理師による心理支援を伴う場合 330 点

<特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(保医発 0305 第 8 号令和8年 3 月 5 日) 第 48 認知療法・認知行動療法から抜粋>

1 認知療法・認知行動療法1に関する施設基準

当該保険医療機関内に、専任の認知療法・認知行動療法に習熟した医師が1名以上勤務していること。

3 認知療法・認知行動療法3に関する施設基準

(1) 1を満たしていること。

(2) 当該保険医療機関内に、以下の全てを満たす専任の常勤公認心理師が1名以上勤務していること。

ア 認知療法・認知行動療法1の届出医療機関における外来に2年以上勤務し、治療に係る面接に 60 回以上同席した経験があること。

イ うつ病等の気分障害、強迫性障害、社交不安障害、パニック障害、心的外傷後ストレス障害、神経性過食症又は不眠症の患者に対して、当該公認心理師が認知行動療法的アプローチに基づく心理支援に係る面接を過去に5症例 60 回以上実施していること。

ウ 認知療法・認知行動療法について下記の要件を全て満たす研修を修了していること。

(イ) 国、関係学会、医療関係団体等が主催し修了証が交付されるものであること。

(ロ) 認知行動療法の基本的技能に係る内容を含む2日以上のものであること。

(ハ) 講師に、厚生労働省による「認知行動療法研修事業」においてスーパーバイザーを経験した者が含まれていること。